

提出書類（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第1条第3項に規定）

《事業者が提出する書類》

事業者が法人の場合	事業者が個人の場合
<p>法人の</p> <p>①定款</p> <p>②登記事項証明書</p> <p>及び</p> <p>役員全員の</p> <p>③住民票の写し（本籍地記載） 外国人の場合は、外国人登録原票の写し</p> <p>④破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書</p> <p>⑤欠格事由に該当しない旨の誓約書 ※欠格事由については別紙を参照</p>	<p>○ 事業者が成人の場合</p> <p>①住民票の写し（本籍地記載） 外国人の場合は、外国人登録原票の写し</p> <p>②欠格事由に該当しない旨の誓約書 ※欠格事由については別紙を参照</p> <p>③破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書</p> <p>○ 事業者が、児童でない未成年者で、事業に関し法定代理人の許可を受けている場合、 事業者に係る上記①～③の書類及び、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 ・ 法定代理人の許可を受けていることの証明書 <p>○ 事業者が、事業を相続する児童でない未成年者で、法定代理人の許可を受けていない場合 事業者に係る上記①～③の書類及び、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人の氏名及び住所並びに事務所の所在地を記載した書面 ・ 法定代理人に係る上記①～③の書類
<p>異性交際に関する情報をインターネット上に公開するための送信元識別符号（URL[ドメイン]）を使用する権限があることを疎明する資料 （ドメイン登録業者との契約書の写し、契約時にドメイン登録業者から送られてきたメールの印刷物、whois検索の結果及びサイト画面の印刷物等）</p>	

《識別符号付与業務を、他の者に委託している場合に提出する書類》

委託を受ける者が法人の場合	委託を受ける者が個人の場合
<p>法人の</p> <p>①定款</p> <p>②登記事項証明書</p> <p>及び</p> <p>役員及び識別符号付与業務の従事者に係る</p> <p>③住民票の写し（本籍地記載） 外国人の場合は、外国人登録原票の写し</p> <p>④破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書</p> <p>⑤欠格事由に該当しない旨の誓約書 ※欠格事由については別紙を参照</p> <p>⑥アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない旨の医師の診断書</p>	<p>①住民票の写し（本籍地記載） 外国人の場合は、外国人登録原票の写し</p> <p>②破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書</p> <p>③欠格事由に該当しない旨の誓約書 ※欠格事由については別紙を参照</p> <p>④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない旨の医師の診断書</p>

別紙

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘因する行為の規制等に関する法律及び同法施行規則に規定される欠格事由

1 事業者の欠格事由（法第8条）

第1号

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第2号

禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

第3号

最近5年間にこの法律（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）の第14条又は第15条第2項第2号の規定による命令（事業停止命令）に違反した者

第4号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第5号

心身の故障によりインターネット異性紹介業務を適正に行うことができない者

第6号

未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

第7号

法人で、その役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 第一号から第五号までに掲げる者

ロ 児童

別紙

2 識別符号付与業務の委託を受ける者の欠格事由（施行規則第5条第2項第1号）

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

- ホ 精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ヘ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条（指示）、第14条又は第15条第2項（事業停止命令）の規定による処分を受けた日から起算して5年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該処分の日から起算して5年を経過しない者を含む。）

- ト 法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの